新築建築物への太陽光発電導入·高断熱化 促進制度について

(1) 気候変動の影響

- 近年の記録的な猛暑や全国各地で頻発する豪雨などから、気候変動対策は 待ったなしの状況である
- 本市においても、気温の上昇や豪雨による土砂災害など、気候変動の影響が 表れている



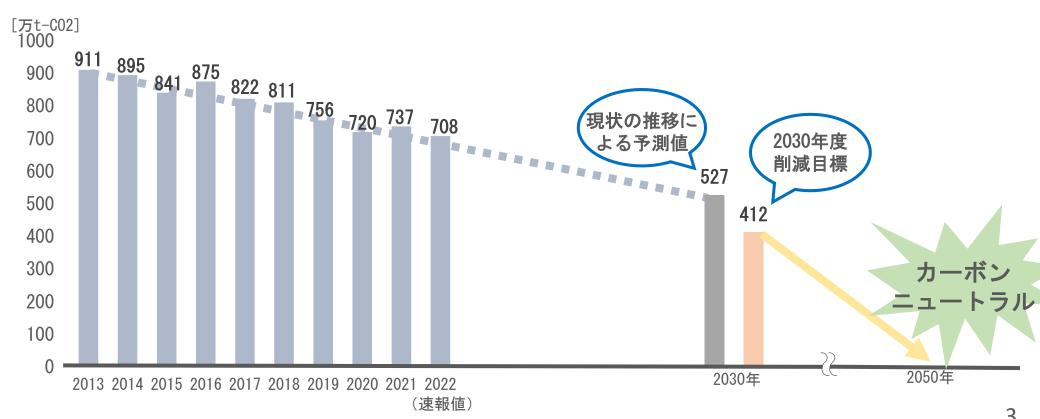
本市における夏(8月)の気温の推移



市内で発生した土砂災害(がけ崩れ)(令和元年東日本台風)

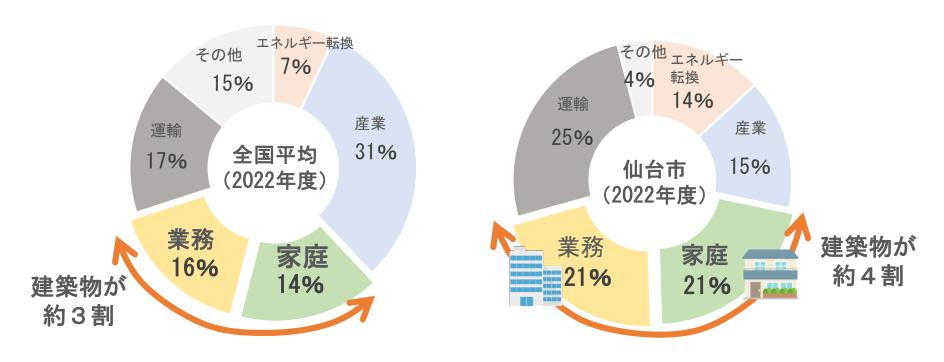
(2) 市域の温室効果ガス排出状況

市域の温室効果ガス排出量は、減少傾向にあるものの、2030年度温室効果ガス 削減目標や、その先のカーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネル ギーのさらなる普及など、取り組みを加速させる必要がある



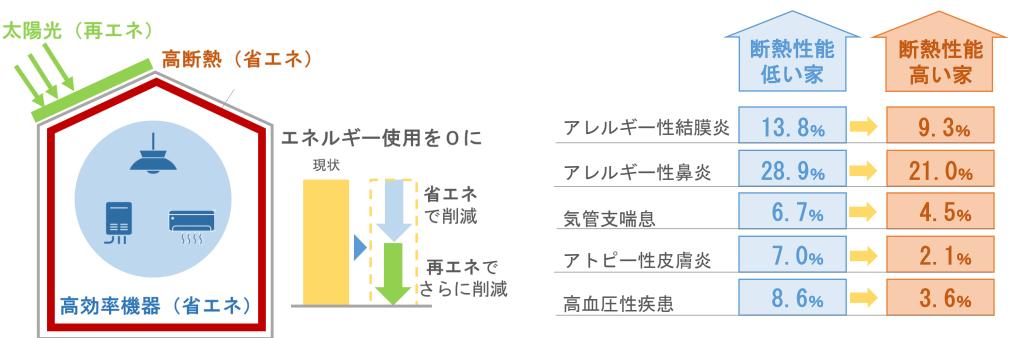
(2) 市域の温室効果ガス排出状況

- 本市は、全国に比べて、建築物からの温室効果ガス排出割合が大きく、市域からの排出の約4割を占める
- 今後、新築される住宅は、2050年時点の住宅ストックにおいて、多くを占める ことから、新築の建築物への対策が重要



(3)建築物の脱炭素化

- 建築物の脱炭素化に向けては、**太陽光発電による再エネと省エネ化の両輪**で 進めていくことが重要
- とりわけ**住宅の高断熱化**は、脱炭素のみならず、健康面や快適性など様々な メリットも期待できる



建築物の脱炭素化(イメージ)

断熱性能と健康の関係

(4) 市内の新築建築物の状況

- 市内の新築建築物のうち、中小規模の建築物が約98%を占め、その約9割 が住宅であり、重点的な取り組みが必要
- 大規模建築物についても、棟数は少ないもののエネルギー使用量が大きい ため、削減の取り組みが必要

市内の新築建築物の状況(令和5年度)

	+击 米4			
	棟数	内訳		
中小規模建築物 (延床面積2,000㎡未満)	4, 225棟 (98%)	戸建住宅	3, 245棟(77%)	住宅が
		共同住宅	686棟(16%)	93%
		非住宅	294棟 (7%)	
大規模建築物 (延床面積2,000㎡以上)	84棟(2%)	集合住宅	36棟(43%)	
		その他ビル等	48棟(57%)	

2 制度検討の方向性

▶ 新築建築物に太陽光発電の設置を促進するための具体的な 制度を検討する

▶ 検討にあたっては、太陽光発電による再エネに加え、省 エネの視点も盛り込む

▶ 特に住宅については、脱炭素のみならず、市民の健康で 快適な暮らしを確保するため、高断熱化も組み合わせた 独自の制度となるよう検討する

2 制度検討の方向性



①中小規模建築物向け制度

<対象> 延床面積2,000㎡未満の建築物(非住宅を含む)を、 年間で一定量以上、建築・供給する事業者

<求める取り組みの内容>

- 太陽光発電の設置
- 国の基準を上回る、省エネ・断熱性能



②大規模建築物向け制度

<対象> 延床面積2,000㎡以上の建築物を建築する**建築主**

<求める取り組みの内容>

- 太陽光発電の設置
- 国の基準を上回る、省エネ・断熱性能

3 審議の進め方(案)

以下のとおり検討部会を設置し、専門的・集中的な検討を行い、適宜、 その状況を環境審議会で報告を受けながら審議を進める。

(1) 部会名称

「新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度」検討部会

(2) 位置づけ

仙台市環境審議会の組織及び運営に関する規則第7条に基づく部会

(3)構成

環境審議会の委員から、以下の方により構成

- 地球温暖化対策や建築物に係る専門的な知見を有する学識経験者
- 事業者団体の代表者
- 市民団体の代表者

4 今後の予定

令和6年 11月27日 環

令和7年 1月頃

2月頃

3月頃

5月頃

夏頃

環境審議会(諮問)

第1回検討部会(制度内容①)

第2回検討部会(制度内容②)

第3回検討部会(骨子案)

環境審議会(検討状況を報告)

第4回検討部会(中間案素案)

環境審議会(中間案)



パブリックコメントへ

(参考) 東京都・川崎市の制度概要①

戸建住宅等

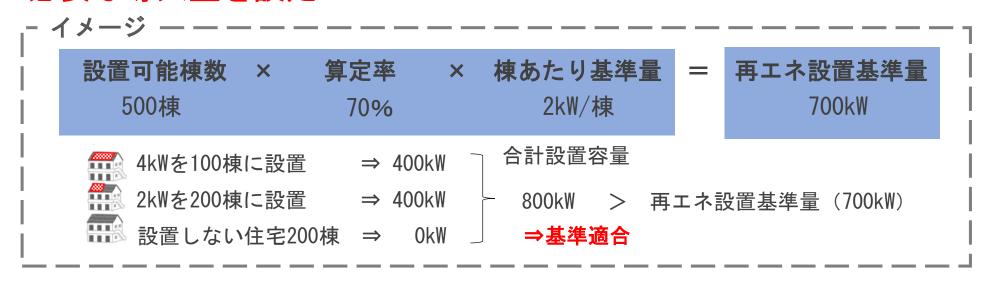
※延床面積2,000㎡未満 (共同住宅・非住宅含む)

^{<対象>} 年間の供給延床面積が一定以上の"ハウスメーカー等"

- ▶ 東京都:年間の供給延床面積2万㎡以上のメーカーが対象(50社程度)
- ▶ 川崎市: " 5千㎡以上のメーカーが対象(23社程度)

<太陽光発電設置の内容>

設置可能棟数×地域に応じた算定率により、メーカーとして 必要な導入量を設定



<届出>

毎年度、取組結果(実績)を報告

大規模建築物

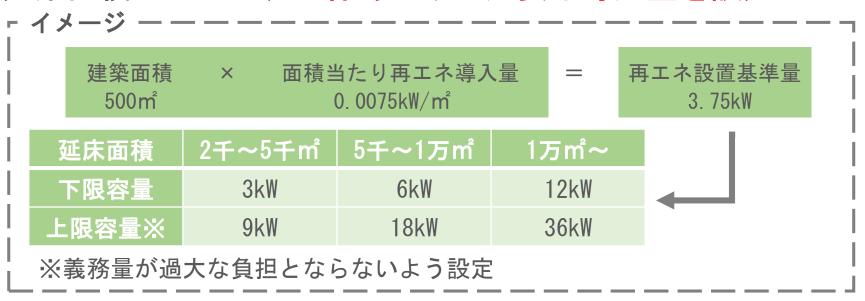
※集合住宅含む

<対象>

延床面積2,000㎡以上の建物の"建築主"

<太陽光発電設置の内容>

建築面積に応じて、1棟あたりに必要な導入量を設定



<届出>

建築確認の申請前に、計画書を提出

※ただし、基準に適合しない場合でも建築の制限はなし